

令和８年度「第１回奈良市地域包括支援センター運営協議会」議事要録		
開催日時	令和８年８月２７日（木） 午後２時から午後３時３０分まで	
開催場所	奈良市役所階 中央棟地下１階 B１会議室	
議題	(１) 令和７年度地域包括支援センターの運営状況の報告について (２) 令和８年度地域包括支援センターの事業計画について	
出席者	委員	９人
	事務局	８人
開催形態	公開（傍聴０名）	
担当課	福祉部 長寿福祉課	
議事の内容		
１ 開会 部長挨拶		
２ 議題 (１) 令和７年度地域包括支援センターの運営状況の報告について (２) 令和８年度地域包括支援センターの事業計画について		
〔質疑・意見の要旨〕		
地域包括支援センターでは、年度途中に社会福祉士や保健師などの欠員が生じ、特に受験者が減少している社会福祉士の確保が全国的に困難となっている。職員数が限られるため、一人の欠員が業務量や勤務時間の増加に直結し、現場の負担を大きくしている。今後は、運営法人への働きかけや法人内のバックアップ体制の強化、追加配置制度の活用などにより、安定した人員体制を確保する必要がある。また、保健師と看護師の配置については、保健師の専門性を踏まえ、保健師の割合が低下しないよう配慮することが望まれる。収支面では、多くのセンターが収支均衡または赤字となり、運営法人の負担が生じている。職員の在籍年数の長期化などによる人件費の上昇も踏まえ、赤字を前提とせず、持続可能な運営に必要な委託料を適切に確保することが重要である。委託料の人件費相当分の引上げは評価できるが、今後も各センターの収支状況に応じた支援が必要であり、雑収入が多いセンターについては、法人本部との資金移動や収支内訳を明確にするなど、会計の透明性を高める必要がある。		
相談件数は、令和７年度から集計方法が変更されたため前年度より大幅に減少しているが、これは業務量の減少を意味するものではなく、同一相談者への継続対応を一件として整理した結果である。むしろ、長期化・複雑化する相談に対して、職員が一件ごとに多くの時間と労力を費やしている実態が明確になった。総合相談に加え、認知症、権利擁護、高齢者虐待、ケアマネジャー支援など、専門性や関係機関との連携を要する業務も多く、制度の狭間にある課題や、いわゆるシャドーワークまでセンターが担っている。その結果、時間外勤務や精神的負担が増していることが懸念されるため、追加配置		

制度を活用して困難事例への対応力を高めるとともに、業務そのものを整理・軽減する取り組みが求められる。介護予防支援についても、居宅介護支援事業所による予防プランの直接実施を促進し、センターの負担を減らす必要がある。事務手続きの簡素化に向け、利用者・センター・居宅介護支援事業所による三者契約や、新規指定申請のハードルを下げる方策の検討も期待される。さらに、内部事務、ケアプラン点検、地域データ分析などには AI・ICT を活用し、市が研修や導入を支援することも有効である。

各センターの対応力や業務の進め方には一定の差があるため、市全体として支援の質を底上げするには、センター間の力量を平準化する具体的な仕組みが必要である。一方、各センターの事業計画では、地域ごとの特性や課題に応じて、認知症施策、多職種連携、ケアマネジャー支援、フレイル予防、地域ケア会議などの取り組みが主体的に進められており、地域の実情を踏まえた活動として評価できる。令和 8 年度の計画でも、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり、健康寿命の延伸、複雑・困難な課題への対応、ICT・AI の活用など、取り組みの幅と質が向上している。今後は、各センターの独自性を尊重しながら、優れた取り組みや仕組みを市全体で共有し、支援水準の向上につなげることが望まれる。ただし、個別支援と地域支援の双方を担うことで業務量は増加しているため、計画を着実に実行するには、業務の整理・効率化に加え、十分な人員と予算の確保が不可欠である。

独居高齢者の増加や少子化の進行により、地域における見守り活動の重要性は一層高まっている。高齢者の問題は外部から把握しにくく、深刻化してから支援を求めるケースも多いため、日頃から地域とのつながりを築き、見守りを行うことが重要である。自治連合会や市社会福祉協議会などとセンターが連携し、個別ケースへの対応を通じて地域全体の課題を発見するとともに、住民との関係を強化していく必要がある。センターには、相談を受けるだけでなく、地域課題に対して能動的に働きかける役割が今後さらに求められる。また、防災・災害時対応も重要な役割として位置付け、避難所や備蓄などのハード面だけでなく、平時からの見守りや地域との関係づくりといったソフト面の備えも進める必要がある。医療・介護の多職種連携を支える「奈良あんしんネット」などの既存の仕組みについても、より多くのセンターが参加し、連携を深めることが期待される。

地域包括支援センターは、認知症、虐待、孤独死をはじめ、既存の制度だけでは解決できない複雑な課題を受け止める、地域の重要な相談・支援機関である。今後は、専門職の確保と処遇改善、委託料の充実、業務負担の軽減、センター間の支援の質の平準化を進めるとともに、地域住民、自治連合会、市社会福祉協議会、医療・介護関係者などとの連携を一層強化することが重要である。市は、令和 8 年度からの委託料の引上げや職員の追加配置などの支援策を着実に進め、各センターが地域に深く関わり、個別相談への対応にとどまらず、地域全体の課題解決を担えるよう、継続的に人員・財政・制度面の支援を行うことが期待される。